

# 熊本県事業継続支援金 申請要領

(申請のガイダンス)

中小法人等向け

**国の持続化給付金との重複受給はできません**

「事業継続支援金」を装った詐欺にご注意ください

2020年5月25日  
熊本県商工政策課

# はじめに

## 熊本県事業継続支援金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大により、休業要請や営業時間短縮等に伴い、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える支援金を交付します。

この支援金は国の「持続化給付金」の対象とならない事業者に対して、1回限り交付するものです。

## 支援額

法人は最大 20万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

### ■ 交付額の算定方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲30%以上▲50%未満月の売上×12ヶ月）

※金額は千円単位。千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てます。

## 交付対象

資本金10億円以上の大企業を除く、

中小法人等を対象とし

医療法人、農業法人、NPO法人など、

会社以外の法人についても幅広く対象となります。

※直近の確定申告の納税地が熊本県内である事業者が対象

## 相談ダイヤル

熊本県 休業要請協力金・事業継続支援金 相談窓口

096-333-2828

受付時間 9:00～19:00

# 1 申請要件を確認する（交付対象者・不交付要件）

## ■ 交付対象者・不交付要件

### ● 交付対象者

- (1) 2020年4月30日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。  
ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。

- ① 資本金の額又は出資の総額（※1）が10億円未満であること。  
② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（※2）の数が2,000人以下であること。

- (2) 2020年4月30日以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。  
※事業収入は、確定申告書（法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。
- (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月（以下「対象月」という。）があること。  
※対象月は、2020年1月から12月までの間で、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。  
※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金交付を除いて算定することができます。

※1 「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えます。

※2 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。）

**注：一度交付を受けた方は、再度、支援金の交付申請をすることができません。  
国の持続化給付金との重複受給はできません。**

### ● 不交付条件等

下記①から⑤の不交付要件（交付対象外になる者）に該当しないこと。

- ① 国の持続化給付金及び熊本県事業継続支援金について、既に給付を受けた者又は現に給付申請を行っている者
- ② 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ④ 政治団体
- ⑤ 宗教上の組織若しくは団体
- ⑥ 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
- ⑦ 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める者

# 1 申請要件を確認する（申請期間・方法）

## ■申請期間・方法

### (1) 申請期間

2020年5月26日から2021年1月15日（予定）まで

### (2) 申請方法

申請書類を次の宛先に郵送してください。2021年1月15日（金）の消印有効です。なお、持参による申請は、感染症防止の観点から原則として受け付けておりません。

<宛先>

〒862-8570

熊本県商工政策課 事業継続支援金係（※住所記載不要）

### (3) 申請書類

基本的に以下の書類を郵送してください。特例にて申請する場合は、追加書類が必要ですので、P.14をご覧ください。

- ① 申請書（別記第1号様式）
- ② 誓約書（別記第2号様式）
- ③ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書第一表の控え、及び法人事業概況説明書の控え
- ④ 対象月の月間事業収入が分かるもの
- ⑤ 法人名義の振込先口座の通帳の写し
- ⑥ その他知事が必要と認める書類

※③について、少なくとも確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。（P.10参照）

※④について、売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認めます。

# 1 申請要件を確認する（誓約事項）

## ■ 誓約事項

熊本県事業継続支援金を申請するにあたり、下記の7項目の全てに対して誓約いただく必要があります。

### ● 誓約事項

- ① 申請要件を満たしています。
- ② 国の持続化給付金との重複申請（受給）は行っていません。また、重複が判明した場合や不正受給が判明した場合は、支援金の返還及び交付を受けた事業所等が場合によっては公表されることに同意します。
- ③ 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
- ④ 熊本県から追加書類提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑤ 後日、熊本県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑥ 申請書類に記載された情報について、国及び地方公共団体から依頼があった場合並びに本県の業務で利用する必要がある場合、提供することに同意します。
- ⑦ 申請事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、熊本県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が、申請事業所の経営に参画していません。

# 1 申請要件を確認する（交付額の算定方法）

## ■ 交付額の算定方法

支援金の交付額は、20万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12  
を乗じて得た額を差し引いた金額（その額に千円未満の端数があるときは、  
端数切り捨て。）とします。

※月間事業収入が、前年同月比30%以上50%未満減少となる月で任意で選択した月を【**対象月**】と呼びます。対象月は、2020年1月から12月までの間で、申請者が選択した月とします。

<例>

- ・ 3月決算の法人が対象月を2020年2月とした場合、前の事業年度は2018年4月から2019年3月となります。
- ・ 12月決算の法人が対象月を2020年2月とした場合、前の事業年度は2019年1月から2019年12月となります。

### ■ 交付額の算定式

S：交付額（上限20万円）（※千円未満は切り捨て）

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

交付の上限は20万円となります。

# 1 申請要件を確認する（算定例（3月決算））

## ■ 交付額の算定例

### 交付金額の算定例 1)

2019 年度	2019年										2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40	
2020 年度	2020年										2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	30												

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：500万円

直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：50万円

2020年4月の月間事業収入：30万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が50万円、2020年4月の月間事業収入が30万円であり、前年同月比で40%減少（30%以上50%未満）しているため交付対象となります。

$$140万円 = 500万円 - 30万円 \times 12$$

$$140万円 > 20万円（上限額）$$

**交付額 20万円**

# 1 申請要件を確認する（算定例（12月決算））

## ■ 交付額の算定例

### 交付金額の算定例2)

2019 年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020 年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	18								

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：300万円

直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：30万円

2020年4月の月間事業収入：18万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が18万円であり、前年同月比で40%減少（30%以上50%未満）しているため交付対象となります。

$$84 \text{万円} = 300 \text{万円} - 18 \text{万円} \times 12$$

$$84 \text{万円} > 20 \text{万円（上限額）}$$

交付額20万円



## 2 申請する（証拠書類等の添付）

### ■ 証拠書類等の種類

■ 申請するにあたり下記の3種類の証拠書類等の提出が必要となります。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	参照
①	確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 確定申告書第一表（1枚）</li><li>➤ 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））</li></ul> ※少なくとも、確定申告書第一表の控えには收受日付印が押されていること。	P. 9, 10
②	2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 対象月の売上台帳等</li></ul>	P. 11
③	通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの</li></ul>	P. 12

※確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。（P. 9, 10参照）

#### 【原則】

確定申告書第一表の控には收受日付印が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。（P. 9, 10参照）

#### 【例外】

收受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印又は署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類。（様式自由）を提出することで代替することができます。

## 2 申請する（証拠書類等の添付①-1 確定申告書）

### ■①-1 確定申告書

- 確定申告書第一表の控え（1枚）
  - 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））
- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の分を提出してください。
- ※確定申告の納税地が熊本県内であること。
- ※少なくとも、確定申告書第一表の控えには収受日付印が押されていること。
- ※収受日付印の押印がない場合、P.15を参照してください。

#### ■確定申告書第一表（1枚）

#### ■法人事業概況説明書（2枚（両面））

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、次頁を参照してください。



## 2 申請する（証拠書類等の添付②売上台帳等）

### ②2020年分の対象とする月の売上台帳等

対象月の事業収入額が分かる売上台帳等を提出してください。

フォーマットの指定はありませんので、**経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳**などでも構いません。

書類の名称が「**売上台帳**」でなくても構いません。ただし、提出するデータが**対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。**

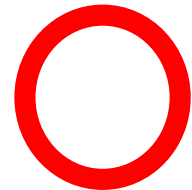
（2020年●月と明確に記載されている等）

#### 経理ソフトから抽出した売上データ



月間売上集計

日	期	品名	数量	単価	売上金額	仕入金額	利益	仕入税	売上税	手数料	送料	割引	合計
01	月	2020/1/01 00:00:00	2020/1/31 23:59:59	¥23,000	¥11,200	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
02	月	2020/1/01 00:00:00	2020/1/31 23:59:59	¥25,000	¥12,040	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
03	月	2020/1/01 00:00:00	2020/1/31 23:59:59	¥17,000	¥4,000	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
04	月	2020/1/01 00:00:00	2020/1/31 23:59:59	¥22,100	¥11,000	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
05	月	2020/1/01 00:00:00	2020/1/31 23:59:59	¥25,000	¥8,400	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
06	月	2020/1/01 00:00:00	2020/1/31 23:59:59	¥27,000	¥7,700	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
07	月	2020/1/01 00:00:00	2020/1/31 23:59:59	¥30,000	¥11,000	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
08	月	2020/1/01 00:00:00	2020/1/31 23:59:59	¥40,000	¥10,000	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
09	月	2020/1/01 00:00:00	2020/1/31 23:59:59	¥30,000	¥10,040	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
10	月	2020/1/01 00:00:00	2020/1/31 23:59:59	¥40,000	¥12,000	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
11	月	2020/1/01 00:00:00	2020/1/31 23:59:59	¥40,000	¥14,400	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
12	月	2020/1/01 00:00:00	2020/1/31 23:59:59	¥40,000	¥24,000	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD
12	年	2020/1/01 00:00:00	2020/12/31 23:59:59	¥40,000	¥20,300	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD	WD



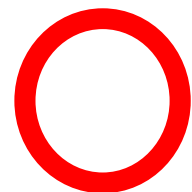
#### エクセルで作成した売上データ



2019年度売上集

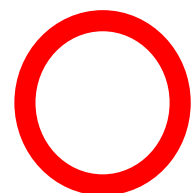
売上月: 1月 1月1日 ~ 1月31日

No.	行	品名	数量	単価	売上金額	仕入金額	利益	仕入税	売上税	手数料	送料	割引	合計
85													
86													
87													
88													
89													
90													
91													



#### 手書きの売上台帳のコピーなど

年月日	品名	数量	単価	売上金額	仕入金額	差引残高





## 2 申請する（証拠書類等の添付③通帳の写し）

### ③通帳の写し

法人名義の口座の通帳の写し。（法人の代表者名義も可）

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようなものを添付してください。

上記が確認できるように、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方の写しを添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

## 2 申請する（申請後の流れ・不正受給時の対応）

### ■申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、申請書に記載の連絡先にお電話で確認させていただきます。

申請内容に不備等が無ければ、速やかに熊本県名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。

なお、確認が終了した際には、交付通知（不交付の場合には不交付通知）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認ください。

※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。

### ■不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。

- ① 熊本県補助金等交付規則の規定に基づき返還請求。
- ② 必要に応じて申請者の法人名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

※申請に必要な手続は以上です。

### 相談ダイヤル

熊本県 休業要請協力金・事業継続支援金 相談窓口

0 9 6 - 3 3 3 - 2 8 2 8

受付時間 9 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

# 申請の特例

※通常の申請では不都合が生じる方のみご覧ください。

## A：証拠書類等に関する特例

A-1	直前の事業年度の確定申告が完了していない場合 ⇒ 対象月の属する事業年度の2事業年度前の事業年度の確定申告書類等
A-2	申請書と証拠書類等の法人名が異なる場合

## B：交付額に関する特例

B-1	創業特例 (注) 2019年1月から2020年4月30日までの間に設立した法人に対する特例 ⇒ 履歴事項全部証明書
B-2	季節性収入特例 月当たりの事業収入の変動が大きい法人に対する特例
B-3	合併特例 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った法人に対する特例 ⇒ 履歴事項全部証明書
B-4	連結納税特例 連結納税を行っている法人に対する特例 ⇒ 連結法人税の個別帰属額等の届出書 ⇒ 該当の法人の売上台帳 (2020年分)
B-5	罹災特例 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人に対する特例 ⇒ 罹災証明書等
B-6	NPO法人や公益法人等特例 特定非営利法人及び公益法人等に対する特例 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った法人に対する特例 ⇒ 履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可されていることが分かる書類等

※⇒は特例の場合に追加で必要になる主な証拠書類等

(注) 報道によると国の持続化給付金について、2020年1月から3月31日までに創業した事業者を対象に含める方向で検討が進められているようです。対象月の事業収入が50%以上減少している事業者の方は、国の持続化給付金の対象となる可能性があります。国の対応が分かり次第、改めて県の対応をお知らせします。

## A-1 直前の事業年度の確定申告が完了していない場合

直前の事業年度の確定申告の申告期限前である場合や申告期限が延長されている場合など、相当の事由により対象月の直前の事業年度の確定申告書類の控えが提出できない場合又は直前の事業年度の確定申告書別表第一の控えに収受日付印が押印されていない場合、下記の書類を代替の証拠書類等として提出することができます。

- 2事業年度前の確定申告書類の控え又は
- 税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類。(様式自由)

### ■ 交付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S : 交付額 (上限 20 万円)

A : 対象月の属する事業年度の 2 つ前の事業年度の年間事業収入

B : 対象月の月間事業収入

### ■ 証拠書類等

- ① 2事業年度前の確定申告書類の控え又は  
税理士の署名押印済の前事業年度の事業収入証明書類  
※ 2事業年度前の確定申告書類の控えを提出した場合は、交付金の算定も2事業年度前と比較して行います。
- ② 対象月の月間事業収入が分かるもの
- ③ 通帳の写し

### ■ 算定例

2019年の確定申告が未了のため、2018年の確定申告書類の控えを提出する場合 (決算月 3月)

2018年度 (年間事業収入 : 580 万円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	50	60	40	50	50	60	20	50	60	60	40	40

2019年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	50	60	40	50	50	60	40	50	60	40	30	40

2020年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	50	40							

$$580 \text{ 万円 (※)} - 40 \text{ 万円} \times 12 \text{ カ月} = 100 \text{ 万円} > 20 \text{ 万円 (上限額)}$$

※ 2018年度の年間事業収入

**交付額 20 万円**



## A-2 申請書と証拠書類等の法人名が異なる場合

社名変更等により、現在の法人名と証拠書類等の法人名が異なる場合も、**法人番号に変更がない場合は、同一の法人とみなし**、通常の申請と同様に下記の証拠書類等を提出の上、申請してください。

### ■ 証拠書類等

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類の控え
- ② 対象月の売上台帳等
- ③ 通帳の写し

※ただし、合併により社名変更・法人名が変更されている場合は、別途必要な添付書類がございます。

詳細は、P. 22 の『B-3 【合併特例】』を確認してください。

## B-1 創業特例

(注) 報道によると国の持続化給付金について、2020年1月から3月31日までに創業した事業者を対象に含める方向で検討が進められているようです。対象月の事業収入が50%以上減少している事業者の方は、国の持続化給付金の対象となる可能性があります。国の対応が分かり次第、改めて県の対応をお知らせします。

2019年1月から2020年4月30日までの間に法人を設立した場合であって、下記の適用条件を満たし、かつ創業を確認できる書類を提出する場合に限り、特例の算定式を適用することができます。

### ●適用条件

2019年中に創業した場合、対象月の月間収入が、2019年の月平均の事業収入より30%以上50%未満減少していること。

2020年1月から4月30日までに創業した場合、対象月の月間収入が、対象月の前月までの月平均の事業収入より30%以上減少していること。  
この場合、対象月は、設立日の属する月の翌月以降の任意の月とします。

### ■交付額の算定式

2019年中に創業

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：交付額（上限20万円）

A：2019年の年間事業収入

M：2019年の設立後月数

（設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします）

B：対象月の月間事業収入

2020年1月から4月30日までに創業

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：交付額（上限20万円）

A：対象月の前月までの合計収入

M：対象月の前月までの設立後月数

（設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします）

B：対象月の月間事業収入

### ■証拠書類等

- ① 2019年中に設立：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類の控え（事業年度が複数にまたがる場合は、2019年中の全ての月間事業収入が分かるものを提出すること）  
2020年1月から4月30日までに設立：対象月の前月までの各月の売上台帳等
- ② 対象月の売上台帳等
- ③ 通帳の写し
- ④ 履歴事項全部証明書  
（設立日が2019年1月1日から2020年4月30日の者に限る）

## B-1 創業特例

(注) 報道によると国の持続化給付金について、2020年1月から3月31日までに創業した事業者を対象に含める方向で検討が進められているようです。対象月の事業収入が50%以上減少している事業者の方は、国の持続化給付金の対象となる可能性があります。国の対応が分かり次第、改めて県の対応をお知らせします。

### ■算定例

2019年10月に開業（5月を対象月とした場合） 2019年の事業収入合計：180万円

月平均の事業収入：60万円

2019年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円							50	50	80	40	40	35

対象月の月間事業収入：36万円

2020年度

2019年の月平均の事業収入に比べて40%の減少

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	50	36										

2019年の年間事業収入 = 180万円

2019年の開業月数 = 3か月

2020年の対象月の事業収入 = 36万円

$180 \div 3 \times 12 - 36 \times 12 = 288$ 万円 > 20万円（上限）

交付額：20万円

【例】2020年2月20日に開業（7月を対象月とした場合）

対象月の前月までの事業収入合計：140万円

月平均の事業収入：28万円

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円		40	30	20	20	30	18					

対象月の月間事業収入：18万円

2020年の2～6月の事業収入合計 = 140万円 月平均の事業収入に比べて36%減

2020年の2～6月の開業月数 = 5か月

2020年の7月の事業収入 = 18万円

$140 \div 5 \times 12 - 18 \times 12 = 120$ 万円 > 20万円（上限額）

交付額：20万円

## B-1 創業特例

(注) 報道によると国の持続化給付金について、2020年1月から3月31日までに創業した事業者を対象に含める方向で検討が進められているようです。対象月の事業収入が50%以上減少している事業者の方は、国の持続化給付金の対象となる可能性があります。国の対応が分かり次第、改めて県の対応をお知らせします。

### ■履歴事項全部証明書

B-1の特例を適用する場合は、履歴事項全部証明書を提出してください。ただし、設立日が2019年1月1日から2020年4月30日の者に限ります。

履歴事項全部証明書	
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇	
〇〇〇〇株式会社	
会社法人番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
商号	株式会社 〇〇〇〇 株式会社 △△△△ 平成〇〇年〇〇月〇〇日変更 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
本店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
公生をする方法	〇〇〇〇〇〇
会社設立の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
目的	1.□□□□□ 2.△△△△△
発行可能株式総数	〇〇〇株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 〇〇株
資本金の額	金〇〇〇〇万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない
役員に関する事項	取締役 〇〇〇〇
	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
吸収合併	〇〇年〇月〇日〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 株式会社□□□□を吸収合併 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
登記変更に関する 事項	設立 平成〇〇年〇〇月〇〇日

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明し他書面である。  
(〇〇法務局〇〇支局管轄)  
平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇法務局登記官 〇〇〇〇 印

整理番号 〇〇〇〇〇〇 \*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、オンラインでの発行が可能です。

## B-2 季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）

収入に季節性がある場合など、特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者については、下記の適用条件を満たす場合、特例の適用を選択することができます。  
※ただし、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

●適用条件：①・②の両方を満たす必要があります。

適用条件①：少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月（以下「基準期間」という）の事業収入の合計と比べて30%以上50%未満減少していること。

適用条件②：基準期間の事業収入の合計が基準期間の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。

※対象期間の終了月は2020年12月以前とします。

### ■交付額の算定式

$$S = A - B$$

S：交付額（上限20万円）

A：基準期間の事業収入の合計

B：対象期間の事業収入の合計

### ■証拠書類等

- ① 基準期間の属する事業年度の確定申告書類の控え  
※基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には当該期間の全ての期間分
- ② 対象期間の売上台帳等
- ③ 通帳の写し

## B-2 季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）

### ■算定例

毎年5月頃に収入が大きい場合

決算月が3月で連続する3か月が事業年度をまたがないパターン

適用条件② 基準期間 年収50%を超える連続した3か月

2019年度（年間事業収入：650万円、基準期間事業収入：600万円）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	150	300	150	10	10	0	0	0	0	0	0	30

適用条件① 対象期間 同月の3か月間 事業収入が30%以上50%未満減少

2020年度（対象期間事業収入：360万円）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	80	200	80	10	10	0	0	0	0

600万円（基準期間事業収入）－360万円（対象期間事業収入）＝240万円

240万円 > 20万円（上限額）

交付額：20万円

### ■算定例

毎年3月頃に収入が大きい場合

決算月が3月で連続する3か月が事業年度をまたぐパターン

※この場合は、2018年度・2019年度の確定申告書類の控えの2つを提出してください。

適用条件② 基準期間 年収50%を超える連続した3か月

この場合は、2019年2～4月（250万円）の月間事業収入の合計が、2019年度の年間事業収入（350万円）に占める割合に基づいて判断。

2018年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	60	10	10	10	10	20	20	20	30	30	70	120

2019年度（年間事業収入：350万円）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	60	20	20	10	10	20	20	20	30	30	40	70

適用条件① 対象期間 同月の3か月間 事業収入が30%以上50%未満減少

2020年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	40	10	10	10	10	20	20	20	30

250万円（基準期間事業収入）－150万円（対象期間事業収入）＝100万円

180万円 > 20万円（上限額）

交付額：20万円

## B-3 合併特例（合併を行った法人）

事業収入の減少を比較する2つの月の間に合併を行った場合であり、対象月の月間事業収入が、前年同月の合併前の各法人事業収入の合計から30%以上50%未満減少している場合、添付書類を提出することにより特例の算定式を適用することができます。

※2019年以前に合併を行った法人はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年4月30日までの間に合併した場合は、P.17の『B-1【創業特例】』の適用が可能です。

### ■ 交付額の算定式

$$S = A - B \times 1.2$$

S：交付額

A：合併前の各法人の2019年の年間事業収入の合計

B：合併後の法人の対象月の事業収入

### ■ 証拠書類等

- ① 合併前の法人のそれぞれの2019年の年間事業収入が分かる確定申告書類の控えの全て

※2019年中に複数の事業年度が存在する場合は、2019年中の全ての月間事業収入が分かるもの

- ② 対象月の売上台帳等  
③ 通帳の写し  
④ 履行事項全部証明書

※合併の年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。

### ■ 算定例

2020年5月にX社とY社が合併してZ社になった場合



A：X社とY社の2019年の年間事業収入の合計

※事業年度分ではなく、2019年分であることに留意。

B：Z社の対象月の事業収入

$$(400万円 + 200万円) - 30万円 \times 1.2 \\ = 240万円 > 20万円 (上限額)$$

交付額：20万円

## B-3 合併特例（合併を行った法人）

### ■履歴事項全部証明書

合併年月日が2020年5月以降であること、かつ事業収入の減少を比較する2つの月の間であることが条件です。

履歴事項全部証明書		
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇		
〇〇〇〇株式会社		
会社法人番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
商号	株式会社 〇〇〇〇	
	株式会社 △△△△	平成〇〇年〇〇月〇〇日変更 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
本店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
公告をする方法	〇〇〇〇〇〇	
会社設立の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
目的	1.□□□□□ 2.△△△△△	
発行可能株式総数	〇〇〇株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 〇〇株	
資本金の額	金〇〇〇〇万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 〇〇〇〇	
	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 代表取締役 〇〇〇〇	
吸収合併	〇〇年〇月〇日〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 株式会社□□□□を吸収合併 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記	
登記変更に関する事項	設立 平成〇〇年〇〇月〇〇日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明し他書面である。  
(〇〇法務局〇〇支局管轄)  
平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇法務局登記官 〇〇〇〇 印

整理番号 〇〇〇〇〇〇 \*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

履歴事項全部証明書は法務局の HP からの申し込みにより、オンラインでの発行が可能です。



## B-4 連結納税特例（連結納税を行っている法人）

連結納税を行っている法人は、それぞれの法人が交付対象の申請要件を満たしている場合、各法人が交付申請を行うことができます。

各法人が申請を行う場合は、各法人の直近の事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書を確定申告書類の控えの代替として提出してください。

### ■交付額の算定式（通常申請と同様です）

$$S = A - B \times 1.2$$

S：交付額

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

### ■証拠書類等

- ① 連結法人税の個別帰属額等の届出書と法人事業概況説明書
- ② 申請する法人の対象月の売上台帳等
- ③ 通帳の写し

### ■算定例

親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合  
子会社Aと子会社Bは、交付要件を満たしていないので、申請対象外となります。子会社Cと子会社Dは、要件を満たしますので、C社とD社それぞれについて、上記の①～③の書類を準備頂き、それぞれの会社について申請を行うことができます。

親会社X  
@東京都

連結納税

資本金が要件外

子会社A  
@熊本県

- ・資本金15億円
- ・前年同月比40%減



所在地が要件外

子会社B  
@東京都

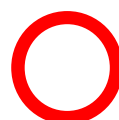
- ・資本金1億円
- ・前年同月比45%減



申請OK

子会社C  
@熊本県

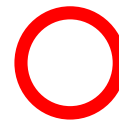
- ・資本金1億円
- ・前年同月比35%減



申請OK

子会社D  
@熊本県

- ・資本金100万円
- ・前年同月比30%減



## B-5 罹災特例（罹災の影響を受けた法人）

災害の影響を受けて、本来よりも2019年の事業収入等が下がっている場合は、2018年又は2019年の罹災証明書等（発行する地域によって名称が異なるため、同義の書類であれば添付書類として認められます。）を提出する場合、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入に代えて、罹災した前年度の事業収入と比較して、交付額を算定することができます。確定申告書類の控えは、罹災証明書の前年のものを提出してください。

### ■ 交付額の算定式

$$S = A - B \times 1.2$$

S：交付額（上限20万円）

A：罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

様式第 号（第 条関係）

罹 災 証 明 書（ 認定用）

申請者氏名	
申請者住所	
被災原因	
被災住家等の所在地	
被災住家等の種類等	
申請者と被災住家等の関係	
罹災証明内容	
浸水の有無等	

上記のとおり相違ないことを証明する。

第 身  
年 月 日

市長 印

\*交付No. \_\_\_\_\_  
\*罹災証明書担当課  
処理番号 \_\_\_\_\_

※罹災証明書の名称は各自治体により異なる場合があります。

### ■ 証拠書類等

- ① 罹災証明書等の前事業年度の確定申告書類の控え
- ② 対象月の売上台帳等
- ③ 通帳の写し
- ④ 罹災証明書等（ただし発行年は、2018年又は2019年のものに限りませう）

## B-6 NPO法人や公益法人等特例

公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）である場合は、直前の事業年度の年間収入が分かる書類として、下記を確定申告書類の控えの代わりに提出することができます。

※本特例を用いる場合には、交付までに通常よりも時間を要する場合があります。

例)

法人種別	年間収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

※上記に記載のない法人については、直前の事業年度の年間収入が分かる書類を提出してください。

### ■ 証拠書類等

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入が分かる書類  
※月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとします。
- ② 対象月の売上台帳等
- ③ 通帳の写し
- ④ 履歴事項全部証明書又は  
根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが分かる書類等

### ■ 交付額の算定式

$$S = A - B \times 1.2$$

S：交付額（上限20万円）

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入

B：対象月の月間収入

※A・Bは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とする。

## B-6 NPO法人や公益法人等特例

法人税法別表第二に該当する法人は、下表の通りです。

NO.	名称	備考
1	公益財団法人	
2	公益社団法人	
3	一般財団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
4	一般社団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
5	学校法人	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。
6	社会福祉法人	
7	医療法人	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。
8	貸金業協会	
9	企業年金基金	
10	企業年金連合会	
11	危険物保安技術協会	
12	行政書士会	
13	漁業共済組合	
14	漁業共済組合連合会	
15	漁業信用基金協会	
16	漁船保険組合	
17	漁船保険中央会	
18	勤労者財産形成基金	
19	軽自動車検査協会	
20	健康保険組合	
21	健康保険組合連合会	
22	原子力発電環境整備機構	
23	高圧ガス保安協会	
24	広域臨海環境整備センター	
25	厚生年金基金	
26	更生保護法人	
27	小型船舶検査機構	
28	国家公務員共済組合	
29	国家公務員共済組合連合会	
30	国民健康保険組合	
31	国民健康保険団体連合会	
32	国民年金基金	
33	国民年金基金連合会	
34	市街地再開発組合	
35	自転車競技会	
36	自動車安全運転センター	
37	司法書士会	

## B-6 NPO法人や公益法人等特例

No.	名称	備考
38	社会保険労務士会	
39	住宅街区整備組合	
40	酒造組合	
41	酒造組合中央会	
42	酒造組合連合会	
43	酒販組合	
44	酒販組合中央会	
45	酒販組合連合会	
46	商工会	
47	商工会議所	
48	商工会連合会	
49	商工組合	組合員に出資をさせないものに限る。
50	商工組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
51	商工先物取引協会	
52	消防団員等公務災害補償等共済基金	
53	職員団体等	法人であるものに限る。
54	職業訓練法人	
55	信用保証協会	
56	生活衛生同業組合	組合員に出資をさせないものに限る。
57	生活衛生同業組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
58	税理士会	
59	石炭鉱業年金基金	
60	船員災害防止協会	
61	全国健康保険協会	
62	全国市町村職員共済組合連合会	
63	全国社会保険労務士会連合会	
64	全国農業会議所	
65	損害保険料率算出団体	
66	地方議会議員共済会	
67	地方競馬全国協会	
68	地方公務員共済組合	
69	地方公務員共済組合連合会	
70	地方公務員災害補償基金	
71	中央職業能力開発協会	
72	中央労働災害防止協会	
73	中小企業団体中央会	
74	投資者保護基金	
75	独立行政法人	別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
76	土地改良事業団体連合会	
77	土地家屋調査士会	

## B-6 NPO法人や公益法人等特例

NO.	名称	備考
78	都道府県職業能力開発協会	
79	都道府県農業会議	
80	日本行政書士会連合会	
81	日本勤労者住宅協会	
82	日本公認会計士協会	
83	日本司法書士会連合会	
84	日本商工会議所	
85	日本消防検定協会	
86	日本私立学校振興・共済事業団	
87	日本税理士会連合会	
88	日本赤十字社	
89	日本電気計器検定所	
90	日本土地家屋調査士会連合会	
91	日本弁護士連合会	
92	日本弁理士会	
93	日本水先人会連合会	
94	認可金融商品取引業協会	
95	農業共済組合	
96	農業共済組合連合会	
97	農業協同組合中央会	
98	農業協同組合連合会	医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
99	農業信用基金協会	
100	農水産業協同組合貯金保険機構	
101	負債整理組合	
102	弁護士会	
103	保険契約者保護機構	
104	水先人会	
105	輸出組合	組合員に出資をさせないものに限る。
106	輸入組合	組合員に出資をさせないものに限る。
107	預金保険機構	
108	労働組合	法人であるものに限る。
109	労働災害防止協会	